

令和8年度 磐田市民文化会館消防設備保守点検業務仕様書

1. 目的

- (1) この仕様書は、磐田市民文化会館消防用設備の保守点検業務に際して、受託者が遵守すべき業務仕様を示すものである。
- (2) 受託者は、上記の場所に設置した消防用設備を常に良好な状態に保つため、資機材の搬送、足場の固定等の補助的な内容を除き、有資格者の技術員（以下、「技術員」という。）を派遣し、関係法令に合致した点検を行う。
- (3) 受託者は万一事故等により要請を受けたときは直ちに技術員を派遣して適切な処置をとる。
- (4) 緊急対応について、受託者は非火災報等緊急出動要請があった際には速やかに消防設備等の各項目に応じた技術員を派遣し処理にあたること。
- (5) 点検作業において、異常箇所を発見したときは、直ちに委託者に報告するとともに、必要な応急措置を行い、再発防止についてとるべき措置を助言すること。

2. 対象設備

磐田市民文化会館（磐田市上新屋 678-1）における消防用設備で、別紙「消防用設備一覧表」のとおりとする。

3. 履行期間

令和8年7月1日から令和11年6月30日まで

4. 資格者

本業務のうち消防点検を実施するにあたり点検資格者（消防設備士又は消防設備点検資格者免状を有する者）として3名以上の正規従業員を有し、かつ、防火対象物点検を実施するにあたり（防火対象物点検資格者免状を有する者）として1名以上正規従業員を有すること

5. 一括再委託の禁止

受託者は業務の履行を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、やむを得ず業務の一部を再委託するときは、委託者と事前に協議のうえ業務委託一部再委託届を提出するものとする。

6. 業務実施日時

機器点検は8月に、機器・総合点検については12月に実施するものとし、実施日時については別途協議の上決定する。

7. 防災訓練への協力

市民文化会館で年2回実施する防災訓練または避難訓練での操作研修などへ必要に応じて操作員の派遣に協力すること。

8. 経費の負担

点検作業に要する器具、材料、消耗品等は受託者の負担とする。なお、点検作業に必要な電気・水及び取替部品は委託者の負担とする。

9. 報告の義務

受託者は、点検及び修理が終了したときは、速やかに消防用設備等点検結果報告書を提出し、委託者の承認を得たのち、消防庁への提出についても行うこと。

10. その他

この仕様書に定めていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者と協議し、状況に応じた適切な処置を、誠意をもって行うこと。

防火対象物および防災管理の点検については別途依頼することとし、この仕様書には含めない。